

住民と移住者との交流イベント業務委託事業者

選定委員会設置要領

(目的)

第 1 条 住民と移住者との交流イベント業務事業の委託候補事業者（以下「委託候補者」という。）を選定するため、住民と移住者との交流イベント業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 委託候補者の選定に関すること
- (2) 前項に掲げるもののほか、委員会が必要であると認めたもの

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、委員をもって構成する。

2 委員長は、副村長とし、委員会を統括する。

3 委員は、管理職 3 名以上、対象業務に関係のある事業担当課の職員 1 名以上をもって構成する。

(運営)

第 4 条 委員会は委員長が招集する。

2 会議は、公平公正なものとし、委員は自らの判断に基づき評価等を行う。

(事務局)

第 5 条 委員会の事務局は企画財政課企画調整室が担当する。

(その他)

要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。